

第2次胎内市男女共同参画プラン21 実施計画（平成30年度）

計画のテーマ 「女性と男性が生き生きと活躍できるまち」

基本目標 I 人権を尊重した男女平等の意識づくり

重点目標 1 男女一人ひとりを尊重する意識づくり

施策の方向 (1) 家庭生活・地域・職場における男女平等の意識づくり

番号	指標	算出方法	基準 (H25 年度)	目標 (H30 年度)
1	家庭生活において男女の地位が「平等になっている」と感じている人の割合	市民意識調査	27.4%	増加
2	職場において男女の地位が「平等になっている」と感じている人の割合	市民意識調査	20.8%	増加
3	地域社会において男女の地位が「平等になっている」と感じている人の割合	市民意識調査	26.4%	増加
4	男女共同参画社会基本法について「内容まで知っている」と答えた人の割合	市民意識調査	10.5%	増加

事業 No	事業名 (内容)	事業計画	事業実績	成果と今後の課題	担当課	委員会評価 (主な意見)
I-1-(1)-①	男女平等社会推進事業 男女共同参画に関する講演会やセミナー、パネル展を開催し、男女平等の意識啓発に努める。	(3市町) 共同講演会及びパネル展 (7/19、8/19、11/29) を開催する。 実施回数：4回	(定住自立圏) 男女共同参画講演会 (12/8)、健幸教室 (2/9)、パネル展 (7/19、8/19、11/29) を開催し、意識の醸成を図った。	健幸教室では、「男女共同参画」と「健康」をテーマに「健康」に関心を持つ者にターゲットを絞ることで募集人数を超える参加申込みにつながった。 意識啓発は継続的に取り組むことで問題意識の定着に繋がることから、今後も事業を継続して実施していく。	総務課 人権啓発係	
I-1-(1)-②	男女平等社会推進事業 市報等を通じて、男女共同参画に関する情報を掲載し、正しい知識の普及啓発に努める。	1/1号及び10/1号の市報で男女共同参画の取組を紹介する。 また、年間を通じて、参加募集や関係機関等を周知する。 市報：2件 ホームページ：通年	市報：新潟県男女平等推進相談室、ワークライフバランス講演会 (4/1)、ハッピーパートナー企業、男女共同参画週間 (6/15)、じんけんフェスティバル (8/1)、職場の男女共同参画を考える研修会 (9/15)、男女共同参画情報 (10/1)、女性の人権ホットライン、定住自立圏事業瀬地山角講演会 (11/1)、人権啓発チラシ (1/1)、知ってトクする!?「健幸」教室 (1/15)、性暴力被害者支援センターにいがた (2/15)、知ってトクする!?「健幸」教室 (3/1) ホームページ：H30年度取組、第2次胎内市男女共同参画プラン21、リーフレットの掲載	年間を通じて、市報及びホームページで周知・啓発に努め、また取組を紹介した記事を年度内に複数掲載 (10/1、1/1、3/1号) することができた。 引き続き、市の取組の他、関係法令や言葉等について周知を行うなど、男女共同参画についての情報を提供するよう努める。	総務課 人権啓発係	
I-1-(1)-③	男女の視点にとらわれない刊行物の発行 市で作成する出版物において、男女の人権に配慮する。	市で作成する出版物において、男女の人権に配慮する。	胎内市防災ガイドブックの改定にあたり、男女双方の視点から考えられる災害発生後の行動についてのページと、性別や年齢等に配慮した備蓄品目のページを新たに設けた。	自主防災組織の訓練時等において、防災ガイドブックの周知を行う際に、新たなページを設けた趣旨とその内容の説明をし、男女双方の視点から防災について考え、行動することを意識づける。	全課	

施策の方向 (2) 学校等における男女平等教育のさらなる推進

番号	指標	算出方法	基準 (H25 年度)	目標 (H30 年度)
5	学校教育の場において男女の地位が「平等になっている」と感じている人の割合	市民意識調査	56.2%	増加

事業 No	事業名 (内容)	事業計画	事業実績	成果と今後の課題	担当課	委員会評価 (主な意見)
I-1-(2)-①	男女平等教育の意識づけ 各園及び学校における 男女平等教育の充実を図る。	各保育園・こども園 男女仲良く遊んだり、活動で きる教育、保育を実施する。	毎日の教育、保育の中で、男女仲良く遊んだり活動した。	今後も男女仲良く遊び、活動する中で、一人ひとりを尊重し、一人ひとりに寄り添った教育、保育をめざしていく。	こども支援課 こども支援係	
		各小・中学校 豊かな体験活動を通して、主体的に行動する能力・態度を身に付けさせるための学習機会を提供する。(ふるさと体験学習、職場体験学習、中学生海外体験学習、平和記念式典派遣等)	ふるさと体験学習 (小学5年生)、職場体験学習 (中学2年生)、子どもハローワーク等自校のキャリア教育推進プランに基づく体験活動の充実、雪遊び・スキー授業など豊かな自然と人材を活かした体験活動を展開。市としても広島平和記念式典への派遣やコミュニティ・スクールの推進・拡充を通して教育理念の実現を図った。	これまで様々な体験活動の充実を図ってきたが、教科の新設や教員の多忙化解消のため、事業実施のための授業時数の確保が難しくなっている。	学校教育課 学校教育係	
I-1-(2)-②	男女平等教育の促進 各園及び学校において、 男女混合名簿を使用する。	各保育園・こども園 男女混合名簿を作成し、使用する。	各保育園・こども園において男女混合名簿を作成し、使用した。	今後も男女混合名簿を使用することを継続し、男女平等教育・保育の推進に努めていく。	こども支援課 こども支援係	
		各小・中学校 男女混合名簿使用を図る。	・新たに新設となった特別な教科「道徳」の推進を通して、発達の段階に応じ、答えが一つでない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題をして捉え向き合えるよう教員の指導力向上を図ってきた。	・保護者や家庭ではまだまだ男女平等の意識が進んでいない状況を勘案し、PTAや関係機関と連携し、研修会や講演会の実施や各種たよりを活用した啓発活動を積極的に展開していく。 ・引き続き「第2次胎内市人権教育・啓発推進計画」に示された施策の推進に対して積極的に取り組む。	学校教育課 学校教育係	

施策の方向 (3) 固定的性別役割分担意識・社会的慣習の解消にむけた啓発

番号	指標	算出方法	基準 (H25 年度)	目標 (H30 年度)
6	男性は仕事、女性は家庭という考え方について「賛成」「どちらかといえば賛成」と答えた人の割合	市民意識調査	34%	減少

事業 No	事業名 (内容)	事業計画	事業実績	成果と今後の課題	担当課	委員会評価 (主な意見)
I-1-(3)-①	男女平等社会推進事業 固定的性別役割分担意識・社会的慣習の解消に向けた講演会やセミナー、パネル展を開催する。	(3市町) 共同講演会及びパネル展 (7/19、8/19、11/29) を開催する。 実施回数：4回	(定住自立圏) 男女共同参画講演会 (12/8、150名)、健幸教室 (2/9、24名)、パネル展 (7/19、8/19、11/29) を開催し、意識の醸成を図った。	市報及びホームページのほか、ターゲットに直接アプローチし、イベントの周知にはかることができた。 意識啓発は継続的に取り組むことで問題意識の定着に繋がることから、今後も事業を継続して実施していく。	総務課 人権啓発係	
I-1-(3)-②	男女平等社会推進事業 市報等を通じて固定的性別役割分担意識・社会的慣習を見直すための情報発信を行う。	1/1号及び10/1号の市報で男女共同参画の取組を紹介する。 また、年間を通じて、ホームページで情報発信を行う。(3市町) 共同リーフレットを作成する。 市報：2件 ホームページ：通年	市報：ハッピーパートナー企業、男女共同参画週間 (6/15)、じんけんフェスティバル (8/1)、職場の男女共同参画を考える研修会 (9/15)、男女共同参画情報 (10/1)、定住自立圏事業瀬地山角講演会 (11/1)、人権啓発チラシ (1/1)、知ってトクする!? 「健幸」教室 (1/15)、知ってトクする!? 「健幸」教室 (3/1) リーフレット：自分らしく生きるために実現しよう男女共同参画社会 ホームページ：H30年度取組、リーフレットの掲載	年間を通じて、市報及びホームページで周知・啓発に努め、また取組やコラムを紹介した記事を複数掲載 (10/1、1/1、3/1号) することができた。 また、(3市町) 共同リーフレットを作成し、回覧、保育・こども園、小中学校に 配布し、情報に触れてもらう機会を増やした。今後も、身近に感じてもらえるよう工夫していく。	総務課 人権啓発係	

施策の方向 (4) 国際的理解・協調の推進

番号	指標	算出方法	基準 (H25 年度)	目標 (H30 年度)
7	海外体験学習の参加者	参加者	12名	12名

事業 No	事業名 (内容)	事業計画	事業実績	成果と今後の課題	担当課	委員会評価 (主な意見)
I-1-(4)-①	国際理解教育推進事業 豊かな国際感覚の育成を図るため、中学生を対象とした海外体験学習を実施する。	休止 (理由：近年の急激な治安の悪化による参加する生徒の生命、安全の確保及び市内中学校の危機管理体制などへの配慮から)			学校教育課 学校教育係	

I-1-(4)-②	国際理解教育推進事業（英会話教室受講者補助金事業） 市長の認定する英会話教室運営者主催の英会話受講者に対して補助金を交付する。	認定英会話教室受講者に対して補助金を交付する。	年間平均 586 人、市内の児童生徒の約 2 割が対象となっている。	少子化の影響で子どもの数が減っている中、例年受講者割合を一定程度保っており、国際感覚の育成について一定の効果あげている。	総合政策課 企画政策係	
I-1-(4)-③	国際理解教育推進事業（国際交流事業） 国際交流、協力活動の情報を提供する。	姉妹都市・友好都市に係る情報発信や国際交流に係るチラシなどを設置する。（随時）	姉妹都市・友好都市に係る市ホームページでの情報発信に加え、各種研修、イベント等の参加募等について情報発信を行った。	今後も継続的に取り組むことで国際的理解への意識醸成に繋げていく。	総合政策課 企画政策係	

重点目標 2 あらゆる暴力を許さない社会づくり

施策の方向 (1) ドメスティック・バイオレンス (DV) の根絶と防止に向けた啓発

番号	指標	算出方法	基準 (H25 年度)	目標 (H30 年度)
8	平手で打ったり、身体を傷つける可能性のあるもので殴ることについて「DV だと思う」と回答した人の割合	市民意識調査	74.2%	増加
9	あなたの交友関係や電話を細かく監視することについて「DV だと思う」と回答した人の割合	市民意識調査	32.1%	増加

事業 No	事業名 (内容)	事業計画	事業実績	成果と今後の課題	担当課	委員会評価 (主な意見)
I-2-(1)-①	児童虐待防止ネットワーク事業 育児相談、発達相談、家庭訪問等により虐待の早期発見に努める。	児童家庭相談窓口を設置する。(通年)	電話、窓口、家庭訪問により保護者の相談対応を行った。また、保育園、こども園、小中学校、児童相談所等の関係機関と連携し、児童や保護者への支援を行った。	相談件数の顕著な増加はないものの、ひとり親世帯など長期に支援を要する世帯があり、今後も相談窓口の設置、関係機関との連携を行っていく必要がある。	健康づくり課 子育て応援係	
I-2-(1)-②	児童虐待防止ネットワーク事業 定期的に要保護児童対策地域協議会実務者会議の開催し、関係機関との情報交換に努める。	代表者会議を年 1 回、実務者会議を年 3 回行う。	保育園、こども園、小中学校、児童相談所等、関係機関の代表者会議、実務者会議を行い、児童や世帯状況の情報共有を行い、連携して支援した。	児童とその世帯へ支援を行うにあたり、関係機関との情報共有や連携は必須であり、今後も会議を定期的実施していく。	健康づくり課 子育て応援係	

I-2-(1)-③	母子保健事業 市報等により児童虐待及びDV防止の啓発や相談窓口の周知に努める。	毎月1回、児童虐待防止に関する記事を市報に掲載する。	毎月1日号の市報に、児童虐待防止に関する記事を掲載。	児童虐待防止に関する情報を継続的に発信していくことにより、問題意識の定着に繋がることから、今後も事業を継続して実施していく。	健康づくり課 子育て応援係	
	男女平等社会推進事業 市報等により児童虐待及びDV防止の啓発や相談窓口の周知に努める。	年間を通じて、市報、ホームページで相談窓口を周知する。 市報：2件 ホームページ：通年更新	市報：新潟県男女平等推進相談室（4/1）、女性の人権ホットライン（11/1）、性暴力被害者支援センターにいがた（2/15）、弁護士の無料相談、各市町村での相談（3/15） ホームページ：リーフレットの掲載 リーフレット：回覧、保育・こども園、小中学校に配布	相談窓口の周知においては、今後もホームページ、市報で継続して行っていく。弁護士による無料法律相談については、3市町で相談が可能となり、周知を継続していく。	総務課 人権啓発係	
I-2-(1)-④	男女平等社会推進事業 DVに対する認識の向上及び防止のための講演会やセミナー、パネル展を開催する。	人権パネル展開催（11/29）時にDV防止ポスターの掲示や相談窓口を周知し、啓発に努める。 実施回数：1回	じんけんフェスティバル（8/19）に併せてパネル展を開催し、DV防止ポスターの掲示や相談窓口の周知を図った。 また、（3市町）共同リーフレットを作成し、回覧、保育・こども園、小中学校に配布した。	（3市町）共同リーフレットを作成し、広く配布することでDV及びデートDV防止啓発にと努めることができた。 引き続き、市報等で県及びNPO主催の講演会やセミナーを周知していく。	総務課 人権啓発係	

施策の方向（2）セクシャル・ハラスメントの根絶と防止に向けた啓発

番号	指標	算出方法	基準（H25年度）	目標（H30年度）
10	セクハラ被害を受けたときどこにも相談しなかった人の割合	市民意識調査	40.8%	減少

事業 No	事業名（内容）	事業計画	事業実績	成果と今後の課題	担当課	委員会評価（主な意見）
I-2-(2)-①	男女平等社会推進事業 セクハラに対する認識の向上及び防止のための講演会やセミナー、パネル展を開催する。	人権パネル展開催（8/19）時にセクハラ・パワハラ防止パネルを掲示し、啓発に努める。 実施回数：1回	じんけんフェスティバル（8/19）に併せてパネル展を開催し、DV防止ポスターの掲示や相談窓口の周知を図った。 また、（3市町）共同リーフレットを作成し、回覧、保育・こども園、小中学校に配布した。	（3市町）共同リーフレットを作成し、広く配布することでDV及びデートDV防止啓発にと努めることができた。 引き続き、市報等で県及びNPO主催の講演会やセミナーを周知していく。	総務課 人権啓発係	
I-2-(2)-②	男女平等社会推進事業 市報等によりセクハラ防止の啓発や支援情報、相談窓口の周知に努める。	年間を通じて、ホームページで意識啓発及び相談窓口の周知を行う。 市報：2件 ホームページ：通年更新	市報：新潟県男女平等推進相談室（4/1）、女性の人権ホットライン（11/1）、弁護士の無料相談、各市町村での相談（3/15）	相談窓口の周知においては、今後もホームページ、市報で継続して行っていく。また、新たにセクハラ防止セミナーや支援情報等があった場合には、逐次紹介を行っていく。	総務課 人権啓発係	

施策の方向 (3) 女性相談窓口の充実及び他の機関との連携強化

番号	指標	算出方法	基準 (H25 年度)	目標 (H30 年度)
11	DV について無料で相談できる窓口があることを知らなかった人の割合	市民意識調査	32.4%	減少

事業 No	事業名 (内容)	事業計画	事業実績	成果と今後の課題	担当課	委員会評価 (主な意見)
I-2-(3)-①	男女平等社会推進事業 市報等による国や県、民間団体の相談窓口の周知に努める。	年間を通じて、市報、ホームページで相談窓口を周知する。 市報：2件 ホームページ：通年更新	市報：新潟県男女平等推進相談室 (4/1)、女性の人権ホットライン (11/1)、性暴力被害者支援センターにいがた (2/15)、弁護士の無料相談、他市町での相談 (3/15) ホームページ：リーフレットの掲載 リーフレット：回覧、保育・こども園、小中学校に配布	今後も引き続き、ホームページ、市報で継続して行っていく。弁護士による無料法律相談については、3市町で相談が可能となっており、周知を継続していく。	総務課 人権啓発係	
I-2-(3)-②	関係機関との連携強化 人権擁護委員や民生児童委員等の関係機関と、連携強化し早期解決に努める。	相談があった際に関係部署、機関と連携し、早期解決に努める。	じんけんフェスティバル (8/19) に併せてパネル展を開催し、DV 防止ポスターの掲示や相談窓口の周知を図った。 また、(3市町) 共同リーフレットを作成し、回覧、保育・こども園、小中学校に配布した。	(3市町) 共同リーフレットを作成し、広く配布することで DV 及びデートDV 防止啓発にと努めることができた。 引き続き、市報等で県及び NPO 主催の講演会やセミナーを周知していく。	全課	

基本目標Ⅱ 男女共同参画による活力あるまちづくり

重点目標1 政策・方針決定の場における女性の参画の促進

施策の方向(1) 女性人材の発掘と育成の推進

番号	指標	算出方法	基準 (H25 年度)	目標 (H30 年度)
12	農村地域アドバイザー登録者数	登録者数	8名	4名
13	家族経営協定締結数	締結数	34戸	39戸

事業 No	事業名 (内容)	事業計画	事業実績	成果と今後の課題	担当課	委員会評価 (主な意見)
Ⅱ-1-(1)-①	農村漁村男女共同参画推進事業 就業女性を農村地域生活アドバイザーへ登用し、フォーラムなどへの参加を通じて地域のリーダーとして育成する。	農女子視察研修ツアー開催(6月)、技術伝承教室(10月)、農業とくらしを考える女性のつどい(2月)を開催する。 実施回数：4回	農女子視察研修ツアー開催(6/14 36名)、 農村女性“知恵のわ”フォーラム参加(12/6 22名)、 農業とくらしを考える女性のつどい開催(3/16 40名)	アドバイザー登録者が、家族の介護や自身の体調不良等により今年度末付で退会し新規加入者も難しいため、今後も役職に関わらず農業に関して意識の高い女性に就任してもらえるよう色々な視点から働きかけたい。	農林水産課 農政係	
事業 No	事業名 (内容)	事業計画	事業実績	成果と今後の課題	担当課	委員会評価 (主な意見)
Ⅱ-1-(1)-②	家族経営協定 女性が対等なパートナーとして経営等に参画できるようにするため、男女共同参画と農業経営の改善を一体的に促進する家族経営協定の締結数の一層の拡大と有効活用を進める。	家族経営協定調印式を行なう。(随時)	・締結数合計 39 戸 (H31.3 月末時点)	30年度は新規で1件締結があった。締結件数が少ないということは、裏を返せば家族経営の就農環境等に問題を抱えている経営体が少ないと捉えることもできるが、家庭内で完結している潜在的な問題を顕在化させる手段として家族経営協定は重要な役割を果たすものであると考えられるため、引き続き制度の周知に取り組んでいく必要がある。	農林水産課 農政係	

施策の方向 (2) 職場・各種団体等の方針決定の場への女性の参画促進

番号	指標	算出方法	基準 (H25 年度)	目標 (H30 年度)
14	働く場において女性が主導的立場 (管理職など) に就くことを「賛成」と思う人の割合	市民意識調査	48.8%	増加

事業 No	事業名 (内容)	事業計画	事業実績	成果と今後の課題	担当課	委員会評価 (主な意見)
II-1-(2)-①	男女平等社会推進事業 講演会やセミナー、パネル展を開催し、男女共同参画の重要性について啓発する。	(3市町) 共同講演会 (未定) 及びパネル展 (7/19、8/19、11/29) を開催する。 実施回数: 4回	職場の男女共同参画を考える研修会 (10/5、20名)、知ってトクする!?健幸教室 (2/9、24名) パネル展 (7/19、8/19、11/29) を開催し、意識の醸成を図った。	健幸教室では、「男女共同参画」と「健康」をテーマに「健康」に関心を持つ者にターゲットを絞ることで募集人数を超える参加申込みにつながった。 意識啓発は継続的に取り組むことで問題意識の定着に繋がることから、今後も事業を継続して実施していく。 また、意識啓発において、広域で取り組めるものについては、3市町で協議を進めていく。	総務課 人権啓発係	

施策の方向 (3) 市の審議会等への女性委員の積極的登用

番号	指標	算出方法	基準 (H25 年度)	目標 (H30 年度)
15	市所管の各種審議会等における女性委員の登用割合	胎内市調査	22.7%	30%

事業 No	事業名 (内容)	事業計画	事業実績	成果と今後の課題	担当課	委員会評価 (主な意見)
II-1-(3)-①	男女平等社会推進事業 市所管の各種審議会等において女性委員の積極的登用に努める。	女性登用率が 30%以上となるように女性の積極的登用を求める。	胎内市附属機関等設置及び運営基準要綱第5条に則り、任期満了等で委員に変更がある場合には、女性を積極的に登用するよう求めた。	前年度比 0.8%増であり、登用率は増加傾向が続いている。目標値である3割に到達したが、9つの審議会等で女性委員が0人となっているが、委員委嘱年時には女性を積極的に登用するよう登用を呼び掛けていく。	全課	

重点目標2 地域活動・防災分野における男女共同参画の推進

施策の方向(1) 誰もが元気に安心して暮らせる地域づくりの推進

番号	指標	算出方法	基準 (H25 年度)	目標 (H30 年度)
16	自治会や町内会などの地域における活動で女性が主導的立場に就くことに「賛成」と答えた人の割合	市民意識調査	43.8%	増加
17	自治会や町内会などの地域における活動に女性が参加することに「賛成」と答えた人の割合	市民意識調査	71.2%	増加
18	人権が「尊重されている」と回答した人の割合	市民意識調査	23.6% (H24 年度調査)	増加

事業 No	事業名 (内容)	事業計画	事業実績	成果と今後の課題	担当課	委員会評価 (主な意見)
Ⅱ-2-(1)-①	広域隣保活動事業 講演会やパネル展を通して市民一人ひとりの人権尊重思想の高揚を図る。	映画上映会 (7/25)、ふれあい体験教室 (7 月)、じんけんフェスティバル (8/19)、人権講演会 (11/29)、パネル展 (8/19、11/29)、ワクワク広場 (8 月、12 月)、人権歴史学習会 (2 月) を開催する。 実施回数：9 回	ふれあい体験教室 (7/22、13 名)、人権啓発・映画上映会 (7/25、311 名)、じんけんフェスティバル (8/19、延べ 280 名)、公正な採用選考について企業研修会 (9/5、138 名)、健康体操教室 (11/8、11/15、11/22、延べ 48 名)、人権講演会 (11/29、238 名)、パネル展 (7/25、8/18、8/19、11/29)、ワクワク広場 (8/9、8/23、12/26、延べ 272 名) を開催し、意識の醸成を図った。	意識啓発は継続的に取り組むことで問題意識の定着に繋がることから、今後も事業を継続して実施していく。 今後はアンケート結果を踏まえて、参加者からの興味のある人権テーマについても広く扱い、集客に努める。	総務課 人権啓発係 生涯学習課 社会教育係	

施策の方向(2) 地域で子どもを育てる環境づくりの推進

番号	指標	算出方法	基準 (H25 年度)	目標 (H30 年度)
19	親子ふれあいコンサート開催数	開催数	1 回	2 回
20	放課後子ども教室参加延べ児童数	児童数	3,217 人	4,260 人

事業 No	事業名 (内容)	事業計画	事業実績	成果と今後の課題	担当課	委員会評価 (主な意見)
Ⅱ-2-(2)-①	少子化対策事業 園児の社会性を養い、家庭のみでなく地域における子育て環境を整えるため、祖父母や地域の高齢者と未就学児との世代間交流を促す行事を開催する。	各保育園・こども園において、祖父母遠足や交流会を実施する。 近隣の福祉施設等へ訪問し交流会を実施する。 実施回数：2～3回程度	・各保育園・こども園で祖父母遠足や交流会を実施した。 ・近隣の施設への訪問を行い、地域の高齢者との交流会を実施した。	核家族世帯が増え、祖父母や高齢者とふれあうことが少なくなっているが、園行事を通して、祖父母や地域の高齢者とのふれあいが、こども達の心の育ちにつながっている。 今後も地域における子育て環境を整えていけるよう努めていく。	こども支援課 こども支援係	
事業 No	事業名 (内容)	事業計画	事業実績	成果と今後の課題	担当課	委員会評価 (主な意見)
Ⅱ-2-(2)-②	胎内市子ども見守りタイ 地域で活動している「胎内市子ども見守りタイ」を活かし、子どもたちにとって安全安心なまちづくりの推進を図る。	登下校時等における安全確保を図るため子どもを見守る。(通年)	地域で活動している「子ども見守りタイ」等の組織を中心に、子どもたちへのあいさつ、声かけやパトロールを行い、子どもの安全確保と健全育成を図った。	登下校時等における立哨指導やあいさつ、声かけは、子どもの安全確保のみならず、健全育成にも繋がることから、今後も多くの地域の方々の目を活用して、子どもの安全安心なまちづくりを推進していく。	生涯学習課 社会教育係	
Ⅱ-2-(2)-③	少子化対策事業 放課後こども教室を実施し、放課後の安心安全な居場所の確保及び体験や交流で心を豊かに育む。	放課後子ども教室を開設する。 実施回数：4教室、92回開設	築地(23回)、黒川(16回)、胎内(25回)、きのと(22回)の各小学校において6月～3月の月曜日に教室を開設し(延べ3,649名の児童が参加)、放課後の安心・安全な居場所づくりと異年齢児交流で子どもの社会性や自主性、規範意識の醸成を図った。	黒川教室においてはボランティアが集まらず、2学期スタートとなったため、開催回数、参加人数が減少した。放課後子ども教室アンケート調査結果などからも子どもや保護者からは大変好評を得ているが、スタッフが固定化・高齢化してきておりボランティアの確保が課題となっている。 放課後子ども教室の認知度が低いのも影響しているのか、今後ともPR等工夫しながらボランティアスタッフの確保を図っていく。	生涯学習課 社会教育係	

施策の方向 (3) 防災分野における男女共同参画の推進

番号	指標	算出方法	基準 (H25 年度)	目標 (H30 年度)
21	女性消防団員数	団員数	11 人 (H26 年度調査)	15 人
22	自主防災組織の女性役員の割合	女性役員 / 役員数	9.8% (H26 年度調査)	増加

事業 No	事業名 (内容)	事業計画	事業実績	成果と今後の課題	担当課	委員会評価 (主な意見)
II-2-(3)-①	消防施設整備管理事業 消防団員通信や消防の活動時において女性消防団員の募集を働きかける。	桜まつりの参加 (4 月)、本町わんぱく広場 (防災ブース) の参加 (5 月)、荒川水防訓練の参加 (6 月)、自主防災組織防災訓練及び胎内市防災訓練時の協力 (救急法 6~11 月)、秋季総合演習 (10 月)、火災予防運動の実施 (11 月)、消防団救急法講習会を開催 (12 月) する。	<ul style="list-style-type: none"> ・桜まつりの参加 (4/15、6 人) ・市ポンプ操法競技会 (6/3、10 人) ・荒川水防訓練 (6/10、3 人) ・三市北蒲原地区支会ポンプ操法競技会 (7/1、11 人) ・新潟県消防大会 (7/1、11 人) ・自主防災組織防災訓練 (7/20、2 人, 7/22、3 人, 8/19、4 人, 8/26、2 人, 9/2、3 人, 9/8、4 人, 9/30、7 人, 11/4、2 人, 11/11、4 人) ・胎内市防災訓練 (9/1、6 人) ・秋季総合演習 (10/14、8 人) ・火災予防運動の実施 (11/11、4 人, 11/13、10 人) ・救急法講習会の実施 (12/2、7 人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・各自治会・集落が実施する自主防災組織等の訓練において、救急法の講師を務める回数が年々増えている。 ・市のポンプ操法競技会等の司会を担当するなど、消防団員との関わりが増え、活動範囲も広がっている。 ・女性消防隊員の円滑な世代交代が今後の課題である。 	総務課 防災対策係	
II-2-(3)-②	防災事業 男女平等社会推進事業 自主防災組織の役員へ女性の参画を促進する取組を実施する。	自主防災組織連絡協議会総会時に女性役員数のアンケート調査を行う。(6 月)	未実施	災害から受ける影響の男女の違い等に配慮するため、各組織の女性役員を複数育成する。	総務課 防災対策係 総務課 人権啓発係	

基本目標Ⅲ 仕事と家庭の調和がとれた環境づくり

重点目標 1 家庭と仕事・地域活動等との両立支援

施策の方向 (1) 男性の育児・家事・介護への参画促進

番号	指標	算出方法	基準 (H25 年度)	目標 (H30 年度)
23	パパママ学級へのお父さん参加割合	お父さん参加者 数/全体	12.2%	増加

事業 No	事業名 (内容)	事業計画	事業実績	成果と今後の課題	担当課	委員会評価 (主な意見)
Ⅲ-1-(1)-①	母子保健事業 講義や妊娠疑似体験を通して、妊娠中に夫婦で協力し合い不安なくすごせるように前期パパママ学級を実施する。	前期パパママ学級を妊娠期間中に1回開催する。年4コース 午前実施。 対象者：前期概ね妊娠4~6か月 (6月、9月、12月、3月)	・対象者 142人 ・受講者 33人 ・夫の参加 19人 ・妊娠の経過と日常生活の注意点、食生活について、おやつを試食、妊婦体操、夫の妊婦疑似体験、グループワークの実施。	・受講率を向上させるために広報やホームページでPRしていく。 ・妊娠届出時に実施時期を口頭で案内する。 ・個別通知をできるだけ、4週間前に送付できるように努める。	健康づくり課 子育て応援係	
Ⅲ-1-(1)-②	母子保健事業 グループワークや沐浴体験を通して出産育児に夫婦で臨み、夢を持って子育てできるように後期パパママ学級を実施する。	後期パパママ学級を妊娠期間中に1回開催する。 対象者：後期概ね6~8か月 (5月、8月、11月、2月)	・対象者 144人 ・受講者 40人 ・夫の参加 16人 ・グループワーク (パパママの役割・協力の必要性)、ビデオ上映、沐浴体験、食生活、おやつを試食、今後の届け出、サービスについて実施。	受講率を向上させるために広報やホームページでPRしていく。 個別通知をできるだけ、4週間前に送付できるように努める。	健康づくり課 子育て応援係	
Ⅲ-1-(1)-③	母子保健事業 クッキング講座で家庭における男性の料理づくりを促す。	男の料理教室を実施する。 実施回数：1回	食生活改善推進員が講師となり男の料理教室を実施。(12/11、16人参加)	男性中心の団体に声をかけるなど人集めを工夫し、参加人数を維持している。 中高年中心の参加だが、男性が料理を体験する貴重な機会であり必要だと思うので、今後も継続していきたい。	健康づくり課 元気応援係	
Ⅲ-1-(1)-④	男女平等社会推進事業 講習会を通して男性の家事・育児・介護への参画を促すとともに、能力向上の取組を実施する。	実施を検討中。	健康づくり課(男の料理教室)及び生涯学習課(公民館事業)で実施	意識啓発は継続的に取り組むことで問題意識の定着に繋がることから、今後も事業を継続して実施していく。 今後、男性の介護参画に関する事業の実施や啓発の機会の提供も検討していく。	総務課 人権啓発係	
Ⅲ-1-(1)-⑤	男女平等社会推進事業 市報等を通じて事例等を紹介し、意識啓発に努める。	年間を通じて、ホームページで市の取組を紹介する。1/1号及び10/1号の市報で男女共同参画についての情報を紹介する。 市報：2件 ホームページ：通年更新	市報：男女共同参画特集号(10/1)、人権啓発チラシ(1/1)	ホームページにより、年間を通じて男性の家事・育児参加を紹介した。また、男女共同参画特集号を発行し、事業紹介のほか、コラム記事や推進状況を掲載するなど啓発に努めた。 今後、多様な生活スタイルを念頭にした事業の実施を検討する。	総務課 人権啓発係	

施策の方向 (2) 子育て支援体制の充実と制度の周知

番号	指標	算出方法	基準 (H25年度)	目標 (H30年度)
24	ファミリーサポートセンター提供会員数	会員数	67人	70人
25	ファミリーサポートセンター認知度	市民意識調査	13.4%	増加

事業 No	事業名 (内容)	事業計画	事業実績	成果と今後の課題	担当課	委員会評価 (主な意見)
Ⅲ-1-(2)-①	少子化対策事業 地域での子育てを支援するため、「子育て支援センター」において、遊び場の提供や親子の交流の場、育児相談、育児講座などを開催する。	各支援センターにおいて、遊びの提供や親子の交流の場を提供する。育児相談を受けたり、育児講座を随時開催する。 出張ひろば (週 1 回程度)・出前保育(概ね月 3 回)を実施する。	各支援センターにおいて、遊びの提供、親子の交流の場を提供。育児相談を受けたり、随時育児講座を開催。定期的に出張ひろばを開設。(にこ楽・胎内 毎週火曜日) (出前保育月 3 回)	年間を通して各支援センターをたくさんの方に利用していただき、また出張ひろばを開設することで、遠くまで足を運ばない地域の方々にも利用いただき、地域での子育て支援につながっている。今後も各支援センターでの内容の充実を図り、地域での子育てを支援していく。	こども支援課 こども支援係	
Ⅲ-1-(2)-②	少子化対策事業 子育てボランティアとの連携や育成を図る。	子育てボランティアと支援センター「きらら」利用者との交流を実施する。(概ね 2 週に 1 回)	子育てボランティアとの交流が定着し、利用者の楽しみのひとつにつながっている。今後も子育てボランティアと支援センター「きらら」利用者との交流を継続し、子育てボランティアとの連携を図りながら地域とのつながりを大切にしていく。	子育てボランティアとの交流が定着し、利用者の楽しみのひとつにつながっている。今後も子育てボランティアと支援センター「きらら」利用者との交流を継続し、子育てボランティアとの連携を図りながら地域とのつながりを大切にしていく。	こども支援課 こども支援係	
Ⅲ-1-(2)-③	少子化対策事業 ファミリーサポートセンターを設立し、仕事と家庭生活の両立を支援するとともに、子育てしやすい地域環境を作ることを目的とした育児支援を実施する。	ファミリー・サポート・センターを設置する。	「子育ての援助を受けたい方 (依頼会員)」と「子育ての援助を手助けしたい方 (提供会員)」が互いに助け合うことにより、育児と仕事の両立を支援する。 ()内前年度比較。 提供会員…70 人(6 人増) 依頼会員…219 人(28 人増) 両方会員…20 人(2 人減) 活動件数…744 件(31 件増)	核家族世帯やひとり親家庭が増加することにより、今後も依頼件数が増加することが考えられる。引き続き、提供会員の確保に努める。	こども支援課 こども支援係	
Ⅲ-1-(2)-④	少子化対策事業 支援センターの様子や遊びの紹介、子育てに役立つ情報など掲載した情報誌の発行に努める。	各支援センターにおいて支援センターだよりを発行する。市内支援センターの様子、月の予定等を掲載した情報誌を毎月 1 回発行する。併せて胎内市ホームページに掲載する。	市内支援センターの予定等を掲載した子育て情報誌「にこにこ」を毎月 1 回発行し、胎内市ホームページにも掲載。 各支援センターにおいても概ね月 1 回情報誌を発行している。	子育て情報誌「にこにこ」を毎月発行することで、市内支援センターの周知につながっている。各支援センターの予定を把握することができ、利用者に活用されている。また、胎内市ホームページにも掲載することで、より多くの方に情報提供できている。今後も継続し、子育て情報の提供に努めていく。	こども支援課 こども支援係	

Ⅲ-1-(2)-⑤	少子化対策事業 子育て情報メールを発信、様々な子育て情報の周知を図る。	子育てに関する情報・イベント情報を随時配信する。 子育て情報：概ね月1回 イベント情報：その都度 図書館新刊情報：概ね月1回 保育園、こども園感染症情報：随時	子育てに関する情報を毎月1回発信。 子育て事業イベント開催のお知らせを配信。(親子ふれあいコンサート3回・親子ふれあい広場3回) 図書館からの新刊情報を毎月1回配信。 学校・保育園・こども園での感染症情報を随時配信。	定期的にメールを配信することで、子育て情報の周知が図られている。今後も子育てに関する情報を定期的に配信し、イベント情報、感染症情報など、随時情報提供が出来るように努めていく。	こども支援課 こども支援係
Ⅲ-1-(2)-⑥	母子保健事業 2か月児訪問において子どもの発育・発達と健康状態の観察を行い、質問票で母の育児不安や産後うつ病、虐待の早期発見、早期対応に努める。	原則2か月児・産婦全員を訪問し、育児不安や産婦の健康管理、子どもの発育発達、市の保健サービス、予防接種等について指導する。	・対象 164人 ・訪問・来所で対応 163人 育児支援チェックリスト、エジンバラ産後うつ病質問票、赤ちゃんへの気持ち質問票の3つの質問票を実施し、産後うつや虐待の早期発見、早期介入に努めた。	産後うつの早期発見や育児の不安軽減に役立っている。産後うつが疑われる産婦や支援が必要な産婦には相談会につなげたり、地区担当保健師が1人で抱えることのないように情報を共有し、フォローの方向性を検討し、対応している。かかわりのきっかけになっているので、今後も全数の訪問を継続する。	健康づくり課 子育て応援係
Ⅲ-1-(2)-⑦	母子保健事業 専門医の診察・相談により、母親が安定して子育てができるように産後うつ相談会を実施する。	産後うつ相談会を実施する。 (随時)	育児不安の訴えがあり、相談を希望した母に対し、専門医、臨床心理士による個別相談を実施。 相談者数6人、延べ14回実施。	個別相談後、保健師による相談を継続し、母の支援につなげることができた。 産後にかかわらず、育児不安の訴えや、うつ症状を訴える方がおり、今後も相談会を実施する必要がある。	健康づくり課 子育て応援係
Ⅲ-1-(2)-⑧	母子保健事業 育児教室の講義やグループワークを通して、育児不安を軽減し、子育ての楽しさややりがいを再確認できるような支援を行う。また、母親同士の仲間づくりの機会を提供する。	月1回、5か月児を対象に育児教室を実施する。 実施回数：月1回(年間12回)	・内容：グループワーク 赤ちゃんの接し方、発育発達について 離乳食の進め方について ・離乳食試食 対象163人 受講者104人(第1子82.5%、2子56.2%、3子40.7%)	第1子の参加者が多く、2子、3子と子どもが多いと参加者は少なくなるが、「上の子のことが相談できた」「他の母も自分と同じ悩みがあった」などの感想があり、母の育児不安の軽減、子育ての楽しさや育児のやりがいを再確認できる場になっている。 母親同士の仲間づくりができていく。	健康づくり課 子育て応援係

施策の方向(3) 介護支援体制の充実と制度の周知

番号	指標	算出方法	基準(H25年度)	目標(H30年度)
26	相談支援を実施した市民の人数	延人数	8,719人	8,900人
27	介護予防教室開催日数	開催日数	206回	230回
28	認知症サポーター養成講座受講者数	受講者数	733人	750人

事業 No	事業名 (内容)	事業計画	事業実績	成果と今後の課題	担当課	委員会評価 (主な意見)
Ⅲ-1-(3)-①	介護保険サービス 介護保険サービスの利用者及びその家族が自らサービスを選択できるように周知する。	認定結果送付時に、サービス案内等が記載されたパンフレットを同封する。(随時)	認定結果送付時にパンフレットを同封する。 1453 件	介護保険サービスの利用者及びその家族が自らサービスを選択できるように周知していくことは今後も重要になってくることから継続して事業を実施していく。	福祉介護課 介護保険係	
Ⅲ-1-(3)-②	介護保険サービス 市報等を活用して介護保険制度を周知する。	市報やホームページ等を活用して介護保険制度を周知する。(通年)	「介護保険料について」 市報へ折込 10,300 部 制度全般についてホームページに掲載	介護保険制度を周知し、サービスを利用しやすくしていくことは、今後ますます重要になってくることから継続して事業を実施していく。	福祉介護課 介護福祉係	
Ⅲ-1-(3)-③	高齢者福祉相談 適切なサービスの利用や関係機関の紹介、各種制度につなげるなどの相談支援を行う。	概ね 65 歳以上の高齢者及び家族等からの相談を受け、本人や家族の状況に応じた支援を行う。	高齢者が介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で良好な関係を持続し、尊厳のある日常生活の継続が実現できるよう、市内 4 包括で、延 9,789 人の相談を受け、支援を行った。	病院等の関係機関や地域住民と連携を図ることで、相談件数が増えている。今後も関係機関等との連携や情報共有を図り、早期の支援・対応が図られるようにする。	福祉介護課 地域包括支援センター係	
Ⅲ-1-(3)-④	介護予防普及啓発事業 介護予防教室を開催する。	介護予防教室の通年で、介護予防講演会を年 1 回開催する。	介護予防教室 (224 回、延 3,497 人・実 403 人)、介護予防講演会 (3/16、255 人) を開催し、高齢者が意欲的に介護予防に資する活動に参加できるよう、介護予防事業の充実と強化を図った。	多くの高齢者に介護予防に取り組んでもらえるよう広く普及啓発を行い、ニーズに合った教室を開催する。また、活動的で元気な高齢者を増やしていくために、高齢者の社会参加と自立支援に向けた取組みの更なる強化が課題である。	福祉介護課 地域包括支援センター係	
Ⅲ-1-(3)-⑤	認知症地域支援委員等設置事業 認知症地域支援推進員を設置し、各種事業を通じて地域連携体制の強化を図っていく。	認知症地域支援推進員の配置、認知症ケアパスの普及、多職種協働研修会を開催する。	・認知症研修会 (地域づくり研修会 : 10/6、53 人) (VR 体験プロジェクト : 12/1、98 人)	認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するために、関係者間で連携を図ることが大切であり、認知症地域支援推進員を中心とした事業の実施と支援体制を構築している。今後、認知症者が更に増えることが予想されることから、より多くの支援関係者が認知症の学びを深め、必要な支援とサービスを提供できるよう事業を継続していく。	福祉介護課 地域包括支援センター係	

Ⅲ-1-(3)-⑥	認知症高齢者見守り事業 認知症サポーター養成講座を実施し、地域における認知症高齢者の見守り体制を構築する。	認知症サポーター養成講座の開催、認知症に関する普及啓発、認知症徘徊訓練を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成講座の開催（21回・622人） ・認知症見守り講演会（8/10、66人） ・胎内市街あるき声かけ見守り模擬訓練（10/3、49人） ・認知症講演会（12/8、273人） 	認知症になっても地域で生活を続けていくためには、地域の理解が必要である。地域住民や市内の事業所等に理解を深めてもらう本事業の果たす役割は非常に大きいことから、今後も事業を継続することにより認知症の人を地域で見守る体制づくりの一層の強化を図る必要がある。	福祉介護課 地域包括支援センター係	
-----------	--	---	--	--	----------------------	--

重点目標2 男女平等な労働環境の整備

施策の方向 (1) 男女がともに働きやすい環境の整備

番号	指標	算出方法	基準（H25年度）	目標（H30年度）
29	胎内市の女性が働く環境について「労働条件が整っている」と感じている人の割合	市民意識調査	3.3%	増加
30	男女雇用機会均等法について内容まで知っている人の割合	市民意識調査	38.4%	増加

事業 No	事業名（内容）	事業計画	事業実績	成果と今後の課題	担当課	委員会評価（主な意見）
Ⅲ-2-(1)-①	特別保育事業 保育園、こども園において0歳児から5歳児までの乳幼児の受け入れや、早朝保育、延長保育、休日保育等による保育時間延長を行うことで、保護者が安心して働ける環境の整備を図る。	保護者の就労形態の多様化に伴う、早朝保育、延長保育の要望に応えるため、開所時間を超えて保育を実施する。また希望がある場合は休日に保育を実施する。	開園日において、早朝7時30分からの受入れ、短時間認定児童の19時までの保育時間の延長を実施した。 （開園日において、早朝保育及び延長保育を利用した延人数 30,460人/年）	多くの利用があったことを踏まえニーズに応えられたと考える。今後はより、安心して子どもを預けられる環境づくりに取り組んでいく。	こども支援課 こども支援係	
Ⅲ-2-(1)-②	男女平等社会推進事業 企業へパンフレットなどを配布し意識の醸成を図る。	市内企業にハッピー・パートナー企業の取組事例集を送付（9月）する。 実施回数：1回	市内企業に県が発行したハッピー・パートナー企業のリーフレット及び職場の男女共同参画を考える研修会の案内を送付（9月）し、周知に努めると同時に参加を呼び掛けた。	ハッピー・パートナー企業の認知度（市民アンケート調査）（「内容まで知っている」、「言葉を知っているが、内容までは知らない」と回答したもの）は26.5%となっており、依然と低いことがわかった。今後も市民及び企業には継続して周知をしていく。	総務課 人権啓発係	

Ⅲ-2-(1)-③	男女平等社会推進事業 6月の男女雇用機会均等月間時に市報等で周知する。	男女共同参画週間を市報(6/15)に掲載し、周知する。市役所本庁中央カウンターと会計課窓口ミニ啓発旗を配置する。 実施回数：2回	市報(6/15)で男女共同参画週間を掲載した。市役所本庁中央カウンターと市民生活課市民係窓口、会計課窓口ミニ啓発旗を配置した。	意識啓発は継続的に取り組むことで問題意識の定着に繋がることから、今後も男女共同参画週間に合わせて市報・窓口で週間を周知していく。	総務課 人権啓発係	
-----------	--	---	---	--	--------------	--

施策の方向(2) ハッピー・パートナー企業への登録促進

番号	指標	算出方法	基準(H25年度)	目標(H30年度)
31	ハッピー・パートナー企業登録数	登録数	2社	12社

事業No	事業名(内容)	事業計画	事業実績	成果と今後の課題	担当課	委員会評価(主な意見)
Ⅲ-2-(2)-①	男女平等社会推進事業 県と連携しハッピー・パートナー企業への登録促進を図る。	市内企業にハッピー・パートナー企業の取組事例集を送付(8月)する。また、県と連携し、企業訪問を(随時)行う。 実施回数：2回	市報(6/15)にハッピー・パートナー企業に関する記事の掲載及び市内企業に県が発行したハッピー・パートナー企業のリーフレットを送付(9月)し、周知に努めた。また、県と連携し、職場の男女共同参画を考える研修会の実施時にハッピー・パートナー企業説明会を同時に実施した。	県と連携し、研修会の実施時に併せてハッピー・パートナー企業説明会を同時に実施し、企業に対して周知に努めることができた。 ハッピー・パートナー企業の認知度が前回の市民アンケート調査(H26)より、若干上昇したが、認知度は依然2割程度(「内容まで知っている」、「言葉を知っているが、内容までは知らない」と回答したもの)と低いため、継続して周知をしていく。また、企業だけでなく、市民にも広く周知していく。	総務課 人権啓発係	

施策の方向(3) 女性に対する職業能力の開発と再就職支援の推進

番号	指標	算出方法	基準(H25年度)	目標(H30年度)
32	胎内市の女性が働く環境について「働く場が多い」と感じている人の割合	市民意識調査	6.6%	増加
33	胎内市の女性が働く環境について「能力が発揮できている」と感じている人の割合	市民意識調査	2.3%	増加

事業 No	事業名 (内容)	事業計画	事業実績	成果と今後の課題	担当課	委員会評価 (主な意見)
Ⅲ-2-(3)-①	男女平等社会推進事業 県やハローワークと連携して女性の職業能力の開発、再就職を支援する。	県やハローワークと連携して、女性の職業能力の開発、再就職を支援する情報を市報等を活用し、周知する。(随時)	市報：ワークライフバランス講演会 (4/1)、職場の男女共同参画を考える研修会 (9/15) 研修会：職場の男女共同参画を考える研修会 (10/5、20名)	「女性活躍」、「働き方」をテーマに研修会を実施し、市内の企業及び組合から参加があり、意識の醸成を図ることができた。 今後、県やハローワークと連携した中で、女性の職業能力の開発や再就職を支援する情報を市報等を活用し、周知していく。	総務課 人権啓発係	

基本目標Ⅳ 生涯にわたる心身の健康づくり

重点目標1 命の尊さに対する正しい知識の啓発

施策の方向 (1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の啓発

番号	指標	算出方法	基準 (H25 年度)	目標 (H30 年度)
34	リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて内容まで知っている人の割合	市民意識調査	3.3%	増加

事業 No	事業名 (内容)	事業計画	事業実績	成果と今後の課題	担当課	委員会評価 (主な意見)
Ⅳ-1-(1)-①	母子保健事業 (赤ちゃんふれあい教室) 講義や体験を通して命の尊さを学び、子育てへの価値観を高める。	妊娠、出産、乳児期までの発達について学習、妊婦疑似体験、乳児とのふれあい、母親の子育てに対する想いをインタビューする。 実施回数：1回 (夏休み) 対象：中学1・2・3年生	養護教諭、助産師、保健師が従事し、赤ちゃん対象のびよびよ広場の時に同時実施。(8/21 11人)	参加者の感想として、「赤ちゃんの大切さ、命の重みを感じられた」「お母さんの大変さを知ることができた」などがあり、命の尊さを学ぶことができ、子育ての価値を高めることができている。 参加者を増やすには学校の協力や交通手段などを工夫していく必要がある。	健康づくり課 子育て応援係	
Ⅳ-1-(1)-②	母子保健事業 リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報を市報等に掲載し啓発に努める。	市報を通じてリプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報を紹介し、啓発に努める。 市報掲載：1回	市報 (9/1) 赤ちゃんふれあい教室 (事業報告) を掲載し、性と生に関する正しい知識の啓発に努めた。知ってトクする! 「健幸」教室 (2/9) でもリプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点を踏まえたピラティス講座を実施し、啓発に努めた。 また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについてのパネルを作成し、パネル展 (8/19) で展示し、周知した。	意識啓発は継続的に取り組むことで問題意識の定着に繋がることから、今後も事業を継続して実施していく。 また、今後は多様な生活スタイルに対応した事業の実施についても検討していく。	総務課 人権啓発係 健康づくり課 子育て応援係	

施策の方向 (2) 性に対する正しい知識の啓発

番号	指標	算出方法	基準 (H25 年度)	目標 (H30 年度)
35	小・中学校における関係機関と連携した喫煙や薬物、性感染症などに関する指導教室の実施校数	胎内市教育振興基本計画	4 校	9 校

事業 No	事業名 (内容)	事業計画	事業実績	成果と今後の課題	担当課	委員会評価 (主な意見)
IV-1-(2)-①	性に関する正しい教育の意識づけ 各学校の体育、保健体育において効果的な学習が行われるよう年間指導計画に基づき学年の実態に応じた適切な指導の充実を図る。	継続的な年間指導計画の見直しと改善を行う。(通年)	<ul style="list-style-type: none"> 小学校での生活科や特別活動、特別な教科「道徳」、体育、中学校では保健体育や道徳、総合的な学習時間、修学旅行等の学校行事等を通じて、児童生徒の発達段階において性に関する課題と正しい知識と行動選択の学習機会を提供。 「薬物乱用防止教室」や「赤ちゃんふれあい教室」、「保育実習」、「1/2成人式」、「保育園等での職場体験学習」など、外部講師の招聘や関係機関や団体との連携による学習活動。 	<ul style="list-style-type: none"> 性に対してメディアの影響も大きい状況を鑑みて、保護者を取り巻いたメディア・コントロールがより実効性を伴うと考える。 家庭環境や保護者の価値観が多様化する中であって、関係機関・団体との更なる連携強化に努めていく。 	学校教育課 学校教育係	

重点目標 2 生涯を通じた男女の心と体の健康支援

施策の方向 (1) 生涯を通じた男女の心と体の健康支援

番号	指標	算出方法	基準 (H25 年度)	目標 (H30 年度)
36	子宮頸がん検診受診率	受診率/対象者	15.2%	23.2%
37	乳がん検診受診率	受診者/対象者	22.3%	30.3%
38	骨粗しょう症受診率	受診者/対象者	19%	20%
39	自殺予防講演会の参加者数	参加者数	200 人	210 人

事業 No	事業名 (内容)	事業計画	事業実績	成果と今後の課題	担当課	委員会評価 (主な意見)
IV-2-(1)-①	健康診査 子宮頸がん検診の実施 子宮頸がんの早期発見・早期治療を図る。	子宮がん検診を医療機関や集団検診で実施する。 施設検診：5月～1月 (医療機関委託) 集団検診(車検診)： 10月～12月(12回)	<ul style="list-style-type: none"> 20歳以上の偶数年齢の女性無料クーポン券を前年度20歳、25歳、30歳、35歳、40歳の人に発行し受診しやすい体制としている。 集団検診では一度に乳がん検診、骨検診が受診できるようにしている。 受診者数 879 人(内訳：施設検診 426 人、集団検診 453 人) 要精検者 24 人 精検受診率 62.5% (精検受診勧奨中のため受診率は向上すると思われる) 	<ul style="list-style-type: none"> クーポン券の利用も少なく、検診受診率も低下しているが、若い世代のがん発生もあることから、21歳の無料クーポン券を使って受診を勧奨し、検診を習慣化できるように働きかけいく。 要精検者は異型性など前がん状態のことも多いため、精検受診率を向上させる。 	健康づくり課 元気応援係	

IV-2-(1)-②	健康診査 乳がん（マンモグラフィ）検診の実施し乳がんの早期発見・早期治療を図る。	乳がん検診を実施する。 施設検診：7月～2月（22回） 集団検診（車検診）： 10月～12月（12回）	<ul style="list-style-type: none"> ・40歳以上の偶数年齢の女性 無料クーポン券を前年度40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の人に発行し受診しやすい体制としている。 ・集団検診では一度に子宮がん検診、骨健診が受診できるようにしている。 ・受診者数1203人（内訳：施設検診590人 集団検診613人） ・要精検者45人 ・精検受診率97.8% 	<ul style="list-style-type: none"> ・集団検診での受診が増加した。 ・精検受診率もほぼ全員が受診している。毎年がん発見があるため精検受診の勧奨を行っていく。 	健康づくり課 元気応援係	
IV-2-(1)-③	健康診査 骨粗しょう症検診の実施し骨粗しょう症の予防や早期発見・早期治療に努める。	骨粗しょう症検診を10月～12月に実施する。 実施回数：12回	<ul style="list-style-type: none"> ・30、35、40、45、50、55、60、65、70歳の女性 骨粗しょう症検診が子宮がん検診、乳がん検診と同時に受診できるようにしている。 ・受診者数285人 ・要精検者20人 ・精検受診率100% 	<ul style="list-style-type: none"> ・同時に子宮がん検診、乳がん検診が受診できるようになり、会場により受診者が多い少ないとの差が大きくなってきたため、対象者の少ない会場での同時実施のやり方を検討していく予定。 ・骨粗鬆症予防の知識の啓発を図る。 ・生活習慣病対策としては特定健診・結果説明会等で男女に関係なく支援は実施している。 	健康づくり課 元気応援係	
IV-2-(1)-④	市民講座学級事業 高齢者大学事業において教養や生活に関する講座を実施し、自身を高める学習に努める。	市内4地区（中条、乙、築地、黒川）で高齢者大学を通年開催する。 開催回数：中条地区（9回） 乙地区（5回） 築地地区（6回） 黒川地区（6回） 計26回	教養講座、体験講座、移動学習などのほかに、年1回4地区合同の学習会を開催した。年間の延べ人数で、中条（327人）、乙（541人）、築地（207人）、黒川（231人）の参加があった。	学生に新しい知識、教養を深める機会を提供しているが、年々、学生数が減少傾向にある。今後は、ニーズを把握し、より魅力的な講座を企画するなどして新規学生の確保に努めつつ事業を継続していく。	生涯学習課 社会教育係	
IV-2-(1)-⑤	心の健康づくり講演会 心の健康づくり講演会を開催し、自殺に関する正しい知識（心の健康の大切さや自殺予防に関する知識）の普及啓発に努める。	心の健康づくり講演会を開催する。 実施回数：1回	対象：一般住民 講師：石川雄一氏 「幸せと健康の秘訣は“人とのつながり”から」 参加人数62人（12/6）	講演会の内容を人とのつながりや地域のつながりとしたためとしたため、普段の人との関係・地域の関係など振り返ることができたとの感想が多かった。 今後も講演内容や参加しやすい会場など検討し実施していきたい。	健康づくり課 元気応援係	

IV-2-(1)-⑥	心の健康相談会 心の健康相談会を開催し、うつ病の早期発見、早期対応を図る。	こころの健康づくり相談会（2回）、くらしとこころの相談会（1回）を開催する。 実施回数：3回	・こころの健康づくり相談会 精神科医による個別相談 10/19：2組 3/1：4組 ・くらしとこころの相談会 8/30 精神科医、弁護士、精神保健福祉士、ハローワーク、生活保護担当者、ケアマネジャー、保健師による総合相談を保健所と共催：9組	・くらしとこころの相談会は医師・弁護士以外は予約なしの対応も可能としたところ9組と利用者が多かった。夏場に計画したため来所しやすかったと思われる。周知を健診会場や商工会の検診時、イベント時など多くの機会にしていく。 ・精神科医師と病院の相談員にも同時に相談できるので、相談から受診がスムーズになった。	健康づくり課 元気応援係	
IV-2-(1)-⑦	自殺予防対策のための支援者研修会 自殺予防対策のための支援者研修会を開催し、自殺予防に関する知識を共有するとともに支援者同士の連携を深める。	職域を対象にしたメンタルヘルス研修会及び市民組織や相談機関の職員を対象にした地域づくり研修会を実施する。 実施回数：2回	12/6 地域づくり研修会は地域の民生・児童委員、保健推進員、市職員を対象に実施し、44名が参加した。 2/25 メンタルヘルス研修会 17人参加した。企業の衛生管理担当者の参加が多い、毎年継続して参加している担当者もいる。	・地域づくり研修会では地域でのサロン活動や地域での声かけなど普段の活動を振り返る良い機会になっていた。今後も地域力を高めるような支援の継続が必要である。 ・メンタルヘルス研修会では企業の衛生管理者や新人研修として利用している企業もあるので、今後も継続して実施していく。	健康づくり課 元気応援係	

基本目標V 庁内の推進体制の整備及び管理

重点目標1 男女共同参画社会を目指す取組の推進

施策の方向(1) 市職員を対象とした研修会の実施

事業No	事業名(内容)	事業計画	事業実績	成果と今後の課題	担当課	委員会評価(主な意見)
V-1-(1)-①	市職員研修会 市職員を対象とした研修会を実施し男女共同参画意識の高揚を図る。	市職員を対象とした男女共同参画研修会を開催する。	職場の男女共同参画を考える研修会(10/5)を企業向けに実施した際、併せて胎内市男女共同参画検討チームの研修会として実施した。(10/5、9名)	今後も女性活躍、男女共同参画、ワークライフバランスの推進を図るとともに、庁内における男女共同参画意識の高揚を図り、各事業に男女共同参画の視点を反映するよう、適宜研修会を実施するよう努める。	総務課 人権啓発係	

施策の方向(2) 推進体制の整備と充実

番号	指標	算出方法	基準(H25年度)	目標(H30年度)
40	市男性職員の育児休業取得者数	胎内市調査	0人	1人以上
41	市男性職員の配偶者出産休暇取得率	胎内市調査	75%	80%以上
42	市職員の年次休暇取得率	胎内市調査	8.8日	10日以上

事業 No	事業名 (内容)	事業計画	事業実績	成果と今後の課題	担当課	委員会評価 (主な意見)
V-1-(2)-①	胎内市男女共同参画推進会議の設置 副市長や教育長、各課長で構成される「胎内市男女共同参画推進会議」の設置し、男女共同参画社会の推進に関する施策について検討を行う。	必要に応じて、施策（庁内体制、条例制定等）について庁内推進委員会を開催し、検討する。	市長をトップとする庁内会議において、平成 28 年度実施計画の進捗状況調査及び平成 29 年度事業計画の作成を依頼し、取りまとめ後、各年度の実施計画を確認した。また、市民アンケート調査の結果について報告し、男女共同参画推進委員会に諮った。	市長をトップとする庁内会議において、男女共同参画に関するアンケート調査結果を基に、課題の共有を行うことができた。 今後、施策（庁内体制、条例制定等）についても検討する。	全課	
V-1-(2)-②	胎内市男女共同参画検討チームの設置 各課の代表で構成される「胎内市男女共同参画検討チーム」を設置し、男女共同参画に係わる事業について検討を行う。	事業及び新たなプラン策定に関する内容について検討する 「胎内市男女共同参画検討チーム」を設置し、必要に応じて、開催する。	「胎内市男女共同参画検討チーム」を設置（7月）し、庁内会議において、実施計画の進捗状況調査及び事業計画の作成を依頼し、各年度の計画を確認した。 また、市民アンケート調査の結果について課題を共有し、協議した。	今後、「胎内市男女共同参画検討チーム」において、事業及び新たなプラン策定に関する内容を検討・協議する。	全課	
V-1-(2)-③	ハッピー・パートナー企業への登録と取組 市役所がハッピー・パートナー企業となり、職場や家庭における男女平等・男女共同参画を推進する。	働き方を見直し、男女が共に働きやすい職場環境をつくる。 男女共に仕事と家庭・その他の活動が両立できるようにする。 女性の能力を活かす。	<ul style="list-style-type: none"> ・週のうち1日をノー残業デーとしている。 ・年休取得キャンペーンの実施。 ・男女共同参画の研修会を実施。 ・レジリエンス向上研修会を実施。 ・職場内サポーターの選任。 ・「子育て応援ハンドブック」の配布。 ・女性活躍推進にかかる研修会を実施。 	2名の女性職員を管理職として継続配置した。	総務課 人事係	
V-1-(2)-④	胎内市特定事業主行動計画の策定と取組 胎内市特定事業主行動計画に基づき、市職員の出産・育児に関する休業等の取得促進を図り、男女ともに子育てに参画しやすい職場環境の整備に努める。	育児参加休暇及び配偶者出産休暇の取得率 80%以上とする。 育児休業の取得者を男性職員 1人以上、女性職員全員とする。 超過勤務時間数を 360 時間以内とし、年次有給休暇取得日数 10 日以上とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・男性職員の配偶者出産休暇取得率 100% ・男性職員の育児休業取得者は 0 人 	男性職員の配偶者出産休暇については目標を達成したが、男性職員の育児休業取得者は 0 人であった。 今後も引き続き、出産・育児に関する休業等の取得促進を図りながら、子育てに参画しやすい職場環境の整備に努める。	総務課 人事係	

重点目標2 男女共同参画社会を目指す取組の管理

施策の方向(1) 計画の進捗状況の管理

事業 No	事業名(内容)	事業計画	事業実績	成果と今後の課題	担当課	委員会評価(主な意見)
V-1-(2)-①	胎内市男女共同参画推進委員会の設置 進捗状況について毎年、調査を行い「胎内市男女共同参画推進委員会」で効果を検証する。	胎内市男女共同参画推進委員会を開催(6/29)し、進捗状況を効果検証する。	実施計画の進捗状況調査及び事業計画の作成を依頼し、各年度の計画を確認した後、推進委員会を開催した。 推進委員会では、各事業に対して委員から意見を頂戴し、実施計画の内容を確認した。	推進委員会を開催し、進捗状況を確認するとともに、委員意見を頂戴し、一部施策に反映した。	総務課 人権啓発係	